

麻しん・風しんに関する小委員会の設置案

平成29年9月●日
厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会長定め
厚生科学審議会感染症部会長定め

1. 設置の趣旨

麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」に基づく施策を推進し、平成27年度には世界保健機関による排除の認定を受け、かつ、その後も排除の状態を維持している。また、風しん対策については、「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）」に基づき、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標として各種の施策を推進している。

これらの指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、変更することとされている。麻しんの排除の維持及び風しんの排除の達成のための更なる対策の実施に向けて、麻しん・風しんの発生動向、最近の科学的知見等を踏まえ当該指針の再検討を行うため、厚生科学審議会感染症部会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の下に「麻しん・風しんに関する小委員会」を設置する。

2. 委員

- ・委員会の委員は公衆衛生、疫学、ウイルス学、臨床医学（特に小児科学、産婦人科学）及びこれらの関連分野の専門的知見を有する者から選定する。
- ・委員長は感染症部会長及び予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会長の指名によるものとする。
- ・委員長は副委員長を指名できる。
- ・委員長は必要に応じて参考人を招致することができる。

3. その他

- ・委員会の議事は原則公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。
- ・委員会の庶務は、健康課の協力の下、厚生労働省健康局結核感染症課が行うこととする。
- ・その他小委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。